

## 第4版はしがき

本書第3版刊行後も家族法に関する民法等の改正の動きは続いている。父母の離婚等に直面する子の利益の確保を主たる目的とする民法等改正法が2024(令和6)年5月に成立し、2026(令和8)年4月1日から施行される。この改正では、子の養育に関する父母の責務の明文化、離婚後の共同親権など親権・監護法制の大幅な見直し、子の生活を支える養育費の確保のための一般先取特権および法定養育費制度の新設、親子交流および祖父母等との交流に関する規律の整備などに加えて、夫婦間の契約取消権の廃止や離婚原因・財産分与などの婚姻法に関する見直しがなされた。

立法過程では、とくに、離婚後の父母による共同親権の可否をめぐる激しい意見の対立があった。離婚後も父母双方が適切な形で子の養育に関わり、養育責任を果たすことが子の利益にとって重要であるとの理念に基づき、改正法は、離婚後単独親権制度を見直して共同親権も可能としたが、子の心身に害悪を及ぼすおそれがあるとき、父母の一方が他方から暴力等を受けるおそれがあるときなど、共同親権が子の利益を害すると認められるときは単独親権とすべきものとの制限を置いた。また父母共同親権の場合でも、子の利益のため急迫の事情があるとき、あるいは監護および教育に関する日常の行為については単独での親権行使ができるものとされ、特定事項に関する親権の行使について、家庭裁判所が親権行使者を指定する制度を導入するなど、単独親権制度からの急激な変化に対する慎重な姿勢がうかがわれる。また、離婚後の子の監護者は、子の身上監護につき親権を行う者と同一の権利義務を有し、監護教育、居所指定等を単独で行うことができることを明確にするなど、単独養育の機会を広く残している。他方で、婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子に対して負う親の責務を明らかにする改正法の趣旨は、事実婚の場合など父が認知した子についても父母共同親権が可能とされたことにも現れている。

判例にも大きな動きがみられた。最高裁判所は、性同一性障害者の性別変更のための要件の一部を憲法違反と判断し(2023年)、また、男性から女性に性別

を変更した者に対する子からの認知請求を肯定した（2024年）。同性者間の婚姻が認められていないことに対する高裁での違憲判断（5高裁が違憲とし、1高裁が合憲とした）を受けて、最高裁判所の判断が待たれている。

現在、法制審議会では、必要性に応じて利用することができる制度に改めるために成年後見制度の改正が検討されており、デジタル時代の新たな遺言方式の創設や押印要件の見直しなどの検討も進められるなど、新しい時代に適合した立法への嘗みと判例・学説の努力は、決して止むことはない。本書を手にする皆さんとともに、家族法の今、そしてこれからを考え続けていきたい。

本書の刊行にあたっては、初版以来、法律文化社の野田三納子さんに大変お世話になっている。第4版についても細かい配慮をしていただいた。執筆者一同、改めて深く感謝いたします。

2025（令和7）年12月

執筆者を代表して

床谷文雄

## はしがき

本書は、プリメール民法シリーズの基本コンセプトに沿って、民法の初学者を読者として想定している。民法は、私人の取引（契約）関係、財産所有・利用関係、生じた損害の賠償関係等を規律する分野と、人が出生し、成長する場（家庭）での身近な人々との生活関係、そして成長した後、他人と形成する新しい親密な共同生活関係（その維持から解消まで）を規律する分野とに大別されるのが一般である。前者の分野を「財産法」と呼び、後者の分野を「家族法」（明治民法時代は身分法と呼ばれていた）と呼ぶことが多い。本書は、民法第4編（親族編）・第5編（相続編）を中心とした家族法分野を扱う基本的な教科書である。

法律はそれぞれの時代背景の中で生まれ、その内容に従って社会を規律し、また逆に、社会事情の変化の中で法律も変化していく。明治時代の大日本帝国憲法・法体系の中で生まれた明治民法の第4編・第5編は、第二次世界大戦後の日本国憲法体制への変革の中で、1947（昭和22）年に根本的な変化を遂げた。「個人の尊厳と両性の本質的平等」がこの民法改正の根幹であった。日本の家族の民主化をめざすための基本的な規範として、改正民法は、家制度を廃止し（戸主・家督相続から均分相続制度へ）、男女の平等を基準とし、個人を主体とする家族の成立をめざすものとなった。こうした根幹的な変更があった一方で、当時の時間的な制約もあり、問題性が意識されながらも改正されるまでには至らなかつたものもあり、枝葉の部分は、基本的に明治民法の規定を引き継いだものも少なくはない。

第二次世界大戦後、戦後社会の変化（復興・成長）とともに、人々の行動・意識や家族のあり方も急激に変化した。時代に先んじ、家族・社会の変化の指針となってきた1947（昭和22）年改正民法においても、残されていた課題や新たに生まれてきた課題への対応が求められ、約半世紀の間に、相続法の改正（1962年、1980年）、婚氏統称制度（1976年）、特別養子縁組の導入（1987年）、成年後見制度の改正（1999年）などが行われた。さらに、21世紀に入ると、家族のグローバル化、少子高齢化の問題が大きくクローズアップされ、国際人権規約、女性

差別撤廃条約、子どもの権利条約などの国際社会における人権保障の潮流は、日本の家族法に対して、いっそうの見直しを求めている。

こうした中で、今、家族法が大きく動こうとしている。再び、本格的な家族法改正の時代を迎えていくともいえよう。現行の家族法と現実の家族の生活のあり方、考え方の齟齬から、現行法の不合理性を訴える声も大きくなってきた。そうした当事者からの裁判を通じた主張は、民法の規定の憲法違反性を最高裁判所が宣告するまでに至り、それに応じて婚姻法や相続法で改正が行われている。婚姻法では、再婚禁止期間の規定の改正、相続法では、嫡出でない子と嫡出である子との相続権の平等化が実現した。

この相続法の改正をきっかけにして、相続法全体についての見直しも進められた。そのポイントは、主に本書の第10章～第12章で述べられている。本書の内容は、2018（平成30）年1月が基準となっているが、とりわけ相続法に関する記述は、法制審議会民法（相続関係）部会の審議の進行に応じて（2016年中間試案、2017年追加試案）、書換えを余儀なくされてきた。本書では、同部会でとりまとめられた「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案」（2018年1月16日）までの内容を参考に執筆されているが、同要綱案は法制審議会総会（2018年2月16日）において原案どおり採択され、法案が国会に提出されるに至っている（2018年3月13日）。超高齢社会を迎える中で、生存配偶者の住居の確保のための配偶者居住権の新設、婚姻期間が長期（20年以上）の夫婦の場合には、配偶者への住居（建物・敷地）の贈与・遺贈は原則として遺産の価額には含めない（特別受益の持戻免除）という扱いが導入されることは、相続法（遺産分割）に大きな変革をもたらすものと思われる。また、遺言制度の変更（自筆証書遺言の自書要件の一部緩和、自筆証書遺言の法務局での保管制度の創設）、相続人以外の者による被相続人の財産の維持・増加に対する貢献につき、被相続人の親族であることを要件として、相続人に対し、金銭の支払いを請求することができる制度の導入も提案されている。

他方で、児童虐待の問題は社会的にますます大きな関心を呼ぶようになっており、児童福祉法・児童虐待防止法の整備とともに、民法でも、親権者の親権行使の制限（2011年）が強化された。現在は、保護の必要な子どもの家庭的養護の促進のために、特別養子縁組の制度の改正に向けた議論も進められている。

成年年齢の20歳から18歳への引下げを骨子とする民法改正案も同時に国会に提出されている。成年年齢の引下げに伴い、婚姻法では、女性の婚姻適齢の18歳への変更（未成年者の婚姻に対する親の同意権および婚姻による成年擬制制度の廃止）が行われる方向である（2022年4月施行見込み）。また、成年後見制度に関しても、成年被後見人の権利制限（資格制限・営業許可制限）としてかねて問題視されてきた数多くの欠格条項を原則として廃止するための一括整備法案も提出されている（2018年3月13日）。

こうした家族法の現代的な変容が視野に入ってきたこの時期に、本書は刊行されることになった。家族はつねに移り変わり、家族法も変わっていく。こうした事実と法律規範の相互関係、ダイナミックスを、本書を手にした読者の皆さんに感じていただきたいと願っている。

最後になりましたが、本書の刊行に際しては、法律文化社の野田三納子さんに大変お世話になりました。執筆者一同、深く感謝しています。

2018（平成30）年3月21日

執筆者を代表して

床谷文雄